第１部　事実関係の整理

第１章　ＲＤ問題の発生

１　旧処分場設置前の状況

(1) 地域社会の歴史と当時の状況

旧処分場は、琵琶湖南東部にあり、古琵琶湖層群からなる信楽山麓丘陵の北端部で標高 120～150m 程度の丘陵に位置している。

旧処分場が所在する栗東市小野地区の「小野」の地名は小野寺（現：萬年寺。835 年開基と伝えられ、1574 年の織田信長の近江侵攻により衰退したが江戸時代に萬年寺として再興）に由来するとされる。集落はもともと小野寺の近くにあったようであるが、江戸時代初期に東海道の整備に伴って東海道沿いに移り、様々な商家が軒を連ねた。現在も東海道沿いに集落がある。



現在の龍王古墳（写真中央部が墳丘）

小野地区には葉山川が流れており、その伏流水が井戸水とともに生活に利用されていたが、葉山川は天井川であり水量が少ないことから、農業用水は野洲川から取水する一ノ井用水のほか、ため池に頼っていた。

また、旧処分場に隣接する上砥山地区もまた長い歴史のある地域である。古墳時代から人々が住んでいた痕跡があり、旧処分場にほど近い位置には６世紀後半～７世紀前半に築かれた龍王古墳が現存（右側写真）しているほか、周辺の一帯にも古墳が築かれて古墳群を形成していたと考えられている。



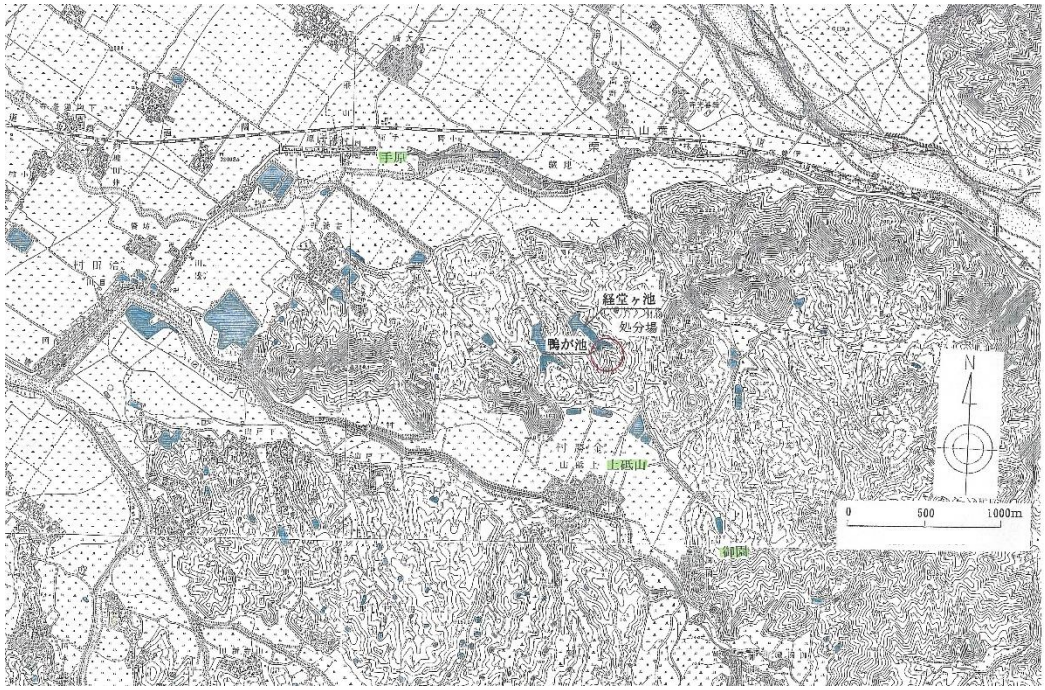
萬年寺（本堂）

明治 25 年（1892 年）に測量された地形図（次ページ）をみると、旧処分場のある位置は丘陵地およびため池（鴨ヶ池）であった。また、旧処分場周辺の丘陵地や谷の出口には経堂池をはじめ多くのため池が分布し、灌漑用等に利用されていたと考えられる。

旧処分場の周辺地域は、昭和 20 年代以降、戦後復興と高度経済成長の中で大きく変容していった。小野地区と上砥山地区にまたがる丘陵地帯が赤坂団地、北尾団地、中浮気団地、日吉が丘、栗東ニューハイツといった住宅地として開発されて人口が急増した。また、国道１号線・８号線が整備されるとともに、昭和 38 年に名神高速道路が栗東～尼崎間で開通して小野地区に日本初のインターチェンジが設置され、周辺には倉庫・運輸業等が進出した。栗東市の人口は、昭和 35 年（1960 年）に 14,243 人であったが、昭和 55 年（1980 年）には 37,033 人、平成 12 年（2000 年）には 54,856 人となった。また、工業や商業も急速に発展し、栗東市の工場数は昭和 30 年（1955 年）の８か所に対して昭和 58 年（1983 年）には 168 か所まで急増した。また、昭和 44 年（1969 年）にはＪＲＡ栗東トレーニングセンターが開場した。

【この項の内容は参考文献①、②、③、④、栗東市の人口は各年国勢調査による】

【旧処分場周辺の旧地形図】　明治 25 年測量、明治 27～28 年大日本帝國陸地測量部発行



（2）一般廃棄物処分場の設置

1980 年代後半～1990 年代前半においては、バブル景気による消費増大や生産活動の一段の拡大により、全国的に廃棄物排出量が増加し続けた。

栗東市から排出される家庭ごみにおいても、昭和 41 年（1966 年）には２トントラック 90 台分であったのに対して５年後の昭和 46 年（1971 年）には 850 台分（9.4 倍）と、急激に増加していた。こうした状況下でかつてかんがい用のため池として利用されていた鴨ヶ池を埋め立てて処分場が設置され、昭和 49 年には六地蔵地区に栗東町環境センターが設置されたが、鴨ヶ池の処分場は埋立終了後に小野自治会に返還されることとなった。

なお、二次対策工事の実施に当たって、当該一般廃棄物処分場に埋め立てられた廃棄物が確認された箇所があり、このことについては、廃棄物編第４章に記載している。

【この項の参考文献：④、⑤】

【位置関係】





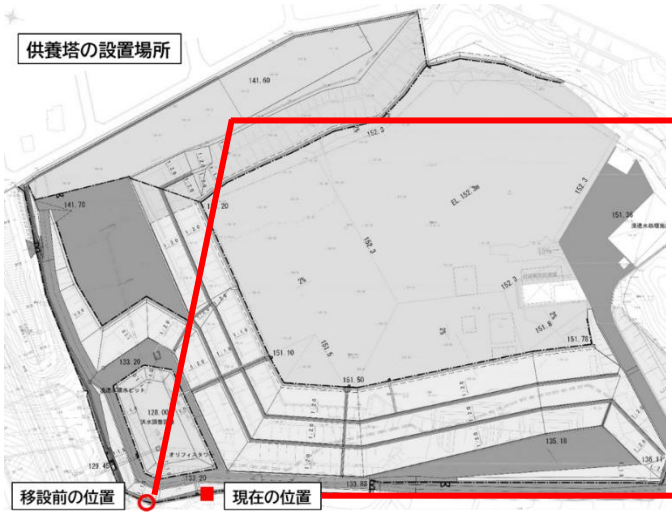
【経過】

年 月 日	概要
S46. 2.14	栗東市が小野自治会と家庭系一般廃棄物処理場（鴨ヶ池）契約と隣地承諾の締結 期間：契約日より５年間（昭和 51 年２月 14 日）
S46. 7	搬入通路土地賃貸契約書（地権者６名）
S51. 2.14	昭和 46 年 2 月 14 日に締結した契約の期間延長 期間：契約日より昭和 52 年３月 31 日まで
S51. 5. 1	一般廃棄物最終処分場の終了（栗東町環境センター開業）
S52. 2	一般廃棄物処理場整地完了
S52. 3.31	昭和 51 年２月 14 日締結契約の期間延長依頼 期間：昭和 52 年 4 月 1 日～昭和 53 年３月 31 日 岡処分場完成までの一般廃棄物集積所として
S52. 9.30	一般廃棄物処分場を小野自治会に返還
S54.12.26	産業廃棄物最終処分場埋立許可
H 4.12.21	旧ＲＤ社が小野 12 番溜池（8,042 ㎡）を小野自治会から買収
H 5. 8.24	旧ＲＤ社が小野 13 番溜池（380 ㎡）を小野自治会から買収
H10. 5.27	旧ＲＤ社の最終処分場埋立業廃止
～H26. 9	旧処分場敷地全体の県有地化が完了

【コラム】旧一般廃棄物処分場と供養塔

栗東市が鴨ヶ池を埋め立てて運用した一般廃棄物処分場を廃止する際、小野で小火(ぼや)が４件続き、「鴨ヶ池の埋立てにより死んだ生物の祟りである」とされたことから、昭和 51 年（1976 年）６月に供養塔が建立された。

その後、二次対策工事の実施上の理由により移設することとなり、令和３年（2021 年）に現在の位置に設置された。





移設前の供養塔



現在の供養塔

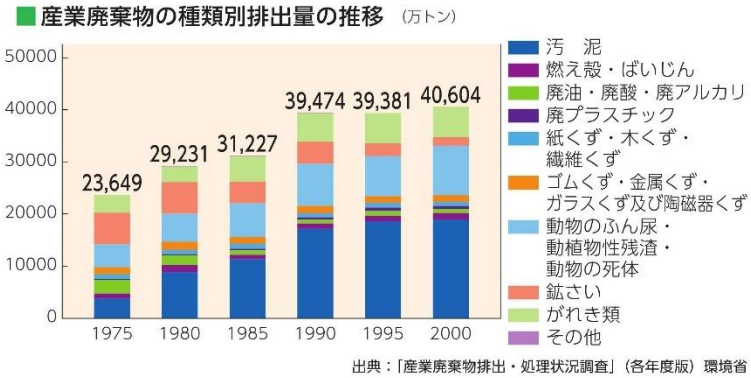
【コラム】高度経済成長と産業廃棄物

高度経済成長により工業化が急速に進展し、生産活動が活発化する中で、大量生産・大量消費型の経済構造が進展し、廃棄物の量が増加した。また、廃棄物の種類が多様化するとともに、有害な廃棄物による公害も発生した。

当時の全国的な状況は、環境省が 2014 年に作成した『日本の廃棄物処理の歴史と現状』（参考文献①）にまとめられており、ここではその一部を紹介する。

産業廃棄物の増加、最終処分場の不足と逼迫

産業廃棄物の排出量は増加を続け、昭和 50 年（1975 年）～平成 12 年（2000 年）の 25 年間で約 1.7 倍となった。



出典：「産業廃棄物排出・処理状況調査」（各年度版）環境省

また、廃棄物の急増により、未焼却の可燃ごみが直接埋立処分されることを防ぎ得ない状況となり、最終処分場への搬入量を増大させた結果、既存の最終処分場の残余容量および残余年数が減少した。

当時の最終処分場の残余年数を見ると、産業廃棄物の最終処分場においては１年～３年と低い水準で推移しており、最終処分場の容量が逼迫している様子がわかる。



出典：「産業廃棄物排出・処理状況調査」環境省、
「産業廃棄物行政組織等調査結果」厚生省より作成

※　残余年数　現存する最終処分場（埋立処分場）が満杯になるまでの残り期間の推計値。今後の埋立可能量（残存容量）と当該年の年間埋立量（最終処分量）を比較して推計した指標。

公害問題の顕在化

高度経済成長に伴う急速な工業化の過程で、工場などから排出される有機水銀、カドミウム等の有害廃棄物が公害を引き起こし、周辺住民に甚大な健康被害をもたらした。

また、プラスチック等を用いた製品の普及が進み、大量に廃棄されるようになった。プラスチックは腐敗しないため、埋め立てても土に還らず、焼却する際には高熱を発して炉を傷めた。さらにプラスチックの中には焼却の際にばいじん、酸性ガス等を排出するものがあり、大気汚染や公害の原因の一つになった。

有害廃棄物の適正な埋立処理

国は、昭和 48 年（1973 年）、廃棄物処理法の施行規則において、有害な重金属（水銀、カドミウムなど）や有機性汚染物質（ＰＣＢ等）などを含む有害な廃棄物に関する判定基準を設定した。

また、昭和 52 年（1977 年）、廃棄物の性状によって安全に最終処分を行うため、廃棄物処理法の施行規則により構造基準と維持管理基準等を設定し、産業廃棄物の最終処分場の類型として、遮断型処分場、管理型処分場、安定型処分場の３形式を定めた。

有害廃棄物の判定基準を基に溶出試験を行い、人体に健康被害が及ぶ可能性がある産業廃棄物は、有害物質が外部に漏出しないよう、雨水も入らず浸出水も出さないような構造になっている遮断型処分場に適正に埋立処理をすることで、公害問題、環境汚染問題の解決を図った。

なお、管理型処分場とは、有害廃棄物以外で公共の水域や地下水を汚染するおそれがあり、埋立ガス、悪臭、害虫などの発生により人の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある廃棄物の埋立てを行うため、遮水工および浸出液の集水・処理設備が設置されている処分場である。また、廃プラスチック類、ガラス、陶磁器などは、環境汚染を引き起こすおそれが少ないことから、遮水工や浸出液の集水・処理設備のない安定型処分場に埋め立てられる。

廃棄物処理法の制定

廃棄物の処理については、昭和 29 年（1954 年）に制定された清掃法に基づき、産業廃棄物・一般廃棄物ともに市町村により処理されてきたが、家庭ごみの処理体制が進展する一方、産業廃棄物については、技術面、財政面、運営面等について十分な体制が整っていなかった。

活発な生産活動に伴って事業所から排出される各種廃棄物、例えば製造工程中に排出する汚泥・合成樹脂くず・廃油類等の一部は適切な処理がされないまま廃棄されていた。

また、都市部への人口・企業の集中に伴い、開発による建設廃材（土砂・ガレキ等）が大量に排出されるようになり、その処理は建設業者に委ねられることが大半であったが、処分地を有しない業者は空地・道路・河川敷に不法に投棄を行うなどしていた。

このような産業廃棄物の問題に対し、清掃法で規定する市町村の処理体制だけでは対応が難しい状況になった。

そこで、産業廃棄物を盛り込んだ廃棄物全体の処理責任や処理基準を明確化し、廃棄物処理の基本体制を整備するため、昭和 45 年（1970 年）の第 64 回臨時国会（通称：公害国会）で、清掃法を全面的に改正し、廃棄物処理法が制定された。廃棄物処理法では、廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物の２つに区分し、一般廃棄物については従来どおり市町村が処理責任を有する一方、産業廃棄物については排出事業者が処理責任を有することが新たに規定された。

【このコラムの内容は参考文献①による。】

２　旧処分場の設置とその後の推移

旧ＲＤ社元代表取締役（個人）は、昭和 54 年（1979 年）11 月 12 日付けで処分場（面積 9,781 ㎡、容量 60,242 ㎥）の設置届出を行い、県は、昭和 55 年（1980 年）３月１日付けでこれを受理した。その後、段階的に規模を拡張し、最終的には産業廃棄物の安定型最終処分場に加えて焼却施設、乾燥施設および破砕施設を設置した。

なお、設置届の別紙として提出された「最終処分場の施設概要」においては、跡地利用計画として「果樹園及観光農園」と記載されていた。

● 安定型最終処分場

設置場所	滋賀県栗東市小野７番地１　他 33 筆
許可品目	工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「がれき類」という。）、ガラスくずおよび陶磁器くず（以下「ガラス陶磁器くず」という。）、ゴムくず、 廃プラスチック類
施設規模	第１処分場　　面積　38,429.46 ㎡　許可容量　320,529 ㎥ 第２処分場　　面積　10,111.47 ㎡　許可容量　 80,659 ㎥ 　　計　　面積　48,540.93 ㎡　許可容量　401,188 ㎥
設置期間	昭和 55 年３月１日（設置届受理）から平成 20 年５月 28 日（設置許可取消）まで ただし、平成 10 年５月 27 日に処分業の廃止届が提出され、以後は本施設における埋立処分は行われていない。

● 焼却施設（２基）

設置場所	滋賀県栗東市小野７番地１
許可品目	（産業廃棄物） 　汚泥（有機性汚泥に限る）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（医療系産業廃棄物に限る）、ガラス陶磁器くず、がれき類 （特別管理産業廃棄物） 　汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むものに限る）、廃油、廃酸（pH2.0 以下のものに限り、特定有害物質を含まないものに限る）、廃アルカリ（pH12.5 以上のものに限り、特定有害物質を含まないものに限る）、感染性廃棄物
施設規模	（南側焼却炉）　木くず 14.4t/日、汚泥 8.1 ㎥/日、廃油 6.0t/日、廃酸 1.0 ㎥/日、廃アルカリ 1.0 ㎥/日、廃プラスチック類 9.0t/日、その他廃棄物 0.144t/日（設備更新前） （東側焼却炉）　木くず 4.8t/日
設置期間	（南側焼却炉） 平成３年９月７日（設置届受理）から平成 14 年 11 月 18 日（廃止届受理）まで （東側焼却炉） 昭和 61 年 12 月５日（設置届受理）から平成 14 年 11 月 18 日（廃止届受理）まで ただし、県からの自粛要請により、両焼却炉ともに平成 12 年１月 25 日に稼働を停止している。

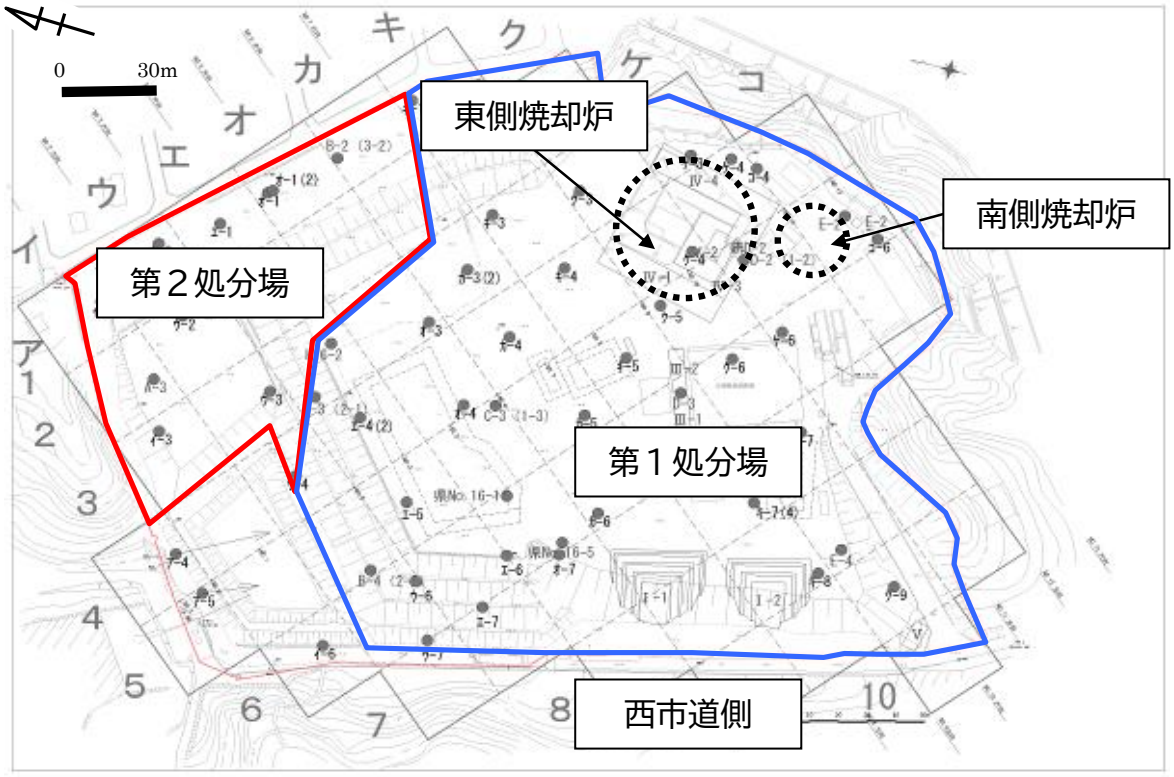
● 乾燥施設（２基）

設置場所	滋賀県栗東市小野７番地１
許可品目	無機性汚泥
施設規模	①10.8 ㎥/日　　②10.0 ㎥/日
設置期間	①平成３年９月７日（設置届受理）から平成 11 年 11 月 25 日 ②平成 10 年７月３日（設置許可）から平成 14 年 11 月 18 日（廃止届受理）まで

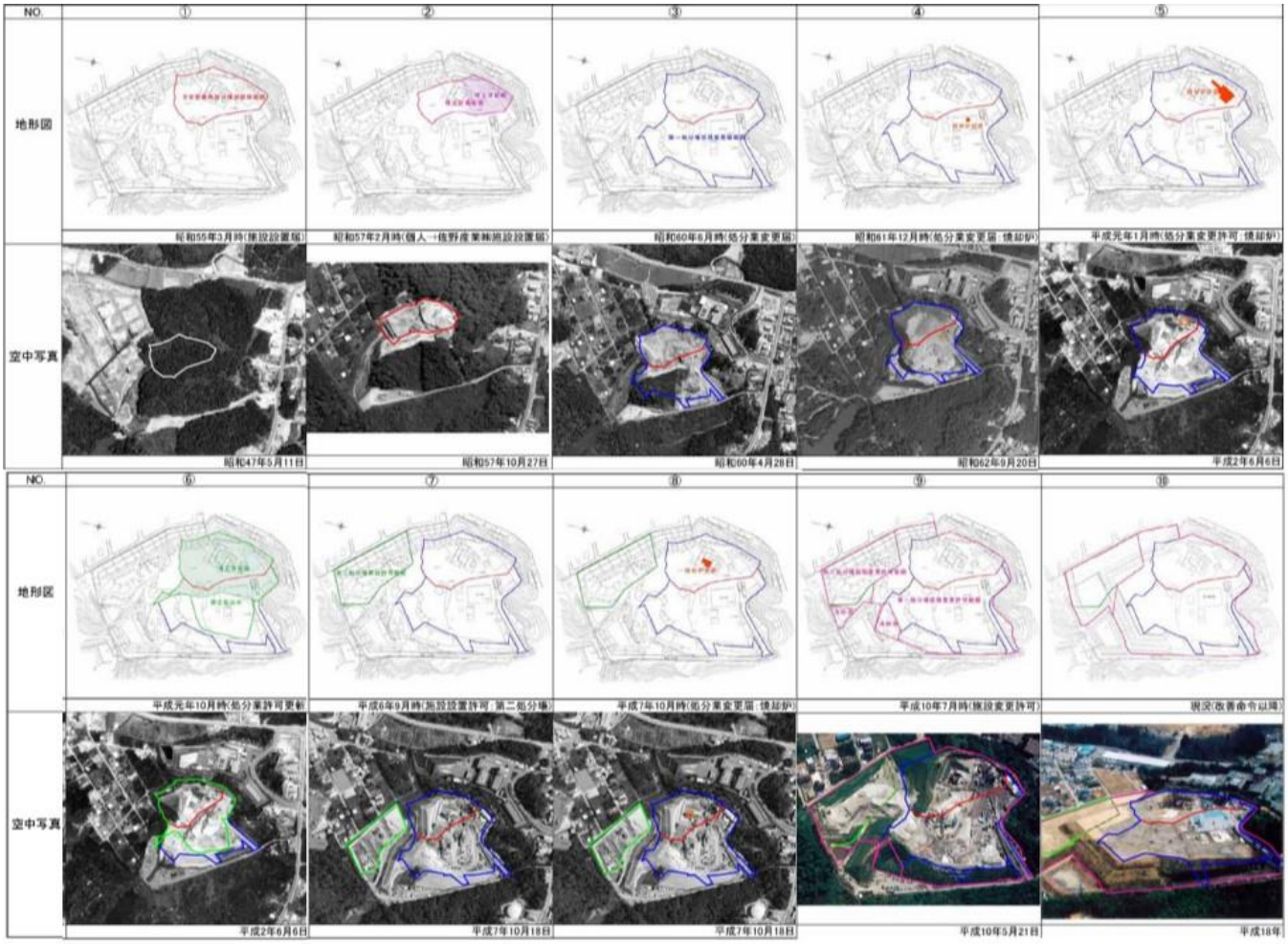
● 破砕施設（２基）

設置場所	滋賀県栗東市六地蔵丸塚 70 番地９
許可品目	ガラス陶磁器くず、がれき類
施設規模	①1,200t/日　　②350t/日
設置期間	昭和 59 年 10 月 30 日から平成 18 年３月 31 日まで

【施設概要位置図】



【年代別旧処分場の許可範囲】



【旧南側焼却炉および旧東側焼却炉（平成 22 年７月解体撤去済み）】

南側焼却炉



東側焼却炉



この間の旧ＲＤ社に係る産業廃棄物処理業等の許可の経緯は次のとおりである。

【産業廃棄物処理業等の許可の経緯】

年月日	収集運搬業	中間処理関係		最終処分関係	
		処分業（中間処理）	処理施設（中間処理）	処分業（埋立処分）	処理施設(最終処分)
昭和54年 (1979年) 12月26日				新規許可 （相手方：個人） 〔安定型埋立〕 がれき類	
昭和55年 (1980年) ３月１日					設置届受理（個人） 面積:9,781㎡ 容量:60,242㎥
昭和57年 (1982年) ７月13日					廃止届受理（個人） （法人化に伴うもの）
	新規許可 （佐野産業(株)） 廃プラスチック類 ゴムくず ガラス陶磁器くず がれき類			新規許可 (佐野産業(株)) 〔安定型埋立〕 廃プラスチック類 ゴムくず ガラス陶磁器くず がれき類	設置届受理 （佐野産業(株)） 面積:9,781㎡ 容量:30,712㎥
昭和59年 (1984年) ９月21日	変更許可 〔品目の追加〕 木くず（保管を含む）				
昭和59年 (1984年) 10月30日		変更許可 〔処分業（破砕）の追加〕 ガラス陶磁器くず がれき類	施設設置届の受理 〔破砕施設の追加〕 ガラス陶磁器くず がれき類		
昭和60年 (1985年) ６月７日					変更届受理 面積:23,386㎡ 容量:183,150㎥
昭和61年 (1986年) ４月21日	変更許可 〔品目の追加〕 （いずれも保管を含む） 紙くず 繊維くず 金属くず				
昭和61年 (1986年) ９月17日	変更許可 〔品目の追加〕 （いずれも保管を含む） 燃えがら 無機性汚泥				
昭和61年 (1986年) 12月５日		変更許可 〔処分業（焼却）の追加〕 木くず	施設設置届の受理 〔焼却施設の設置〕 木くず		
昭和63年 (1988年) ２月29日	変更許可 〔品目の追加〕 有機性汚泥				
昭和63年 (1988年) ４月21日		変更届受理 〔破砕施設の追加〕 がれき類	施設設置届の受理 〔破砕施設の追加〕 がれき類		

年月日	収集運搬業	中間処理関係		最終処分関係	
		処分業（中間処理）	処理施設（中間処理）	処分業（埋立処分）	処理施設(最終処分)
平成元年 (1989年) １月17日	変更許可 〔品目の追加〕 廃油 動植物性残さ	変更許可 〔焼却品目の追加〕 汚泥 廃油 廃プラスチック類 紙くず 繊維くず 動植物性残さ ゴムくず がれき類			
平成元年 (1989年) 7月14日	株式会社アール・ディエンジニアリングに社名変更				
平成元年 (1989年) 12月６日	廃棄物処理法改正に伴う 産業廃棄物処理業に係る許可 燃えがら（保管を含む） 汚泥（保管を含む） 廃油 廃プラスチック類 紙くず（保管を含む） 木くず（保管を含む） 繊維くず（保管を含む） 金属くず（保管を含む） 動植物性残さ ゴムくず ガラス陶磁器くず がれき類	〔破砕〕 ガラス陶磁器くず がれき類 〔焼却〕 汚泥 廃油 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ ゴムくず がれき類		廃棄物処理法改正に伴う 産業廃棄物処理業に係る許可 〔安定型埋立〕 廃プラスチック類 ゴムくず ガラス陶磁器くず、 がれき類	
平成２年 (1990年) 10月５日		変更許可 〔焼却品目の追加〕 金属くず（医療系廃棄物に限る） ガラス陶磁器くず（医療系廃棄物に限る）			
平成３年 (1991年) ９月７日	変更許可 〔品目の追加〕 廃酸 廃アルカリ	変更許可 〔乾燥の追加〕 無機性汚泥 〔焼却品目の追加〕 廃酸 廃アルカリ 〔焼却能力の拡大〕 汚泥 廃油 廃プラスチック類	施設設置届の受理 〔乾燥施設の設置〕 汚泥 〔焼却施設の追加〕 汚泥 廃油 廃プラスチック類		
平成５年 (1993年) ６月28日	特別管理産業廃棄物新規許可 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 感染性廃棄物	特別管理産業廃棄物新規許可 〔焼却〕 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 感染性廃棄物			
平成６年 (1994年) ９月29日				変更届受理 第２処分場の追加	第２処分場設置許可 面積:8,652㎡ 容量:59,550㎥

年月日	収集運搬業	中間処理関係		最終処分関係	
		処分業（中間処理）	処理施設（中間処理）	処分業（埋立処分）	処理施設(最終処分)
平成７年 (1995年) ４月27日					第２処分場 使用前検査完了
平成７年 (1995年) 10月31日			変更届受理 〔焼却施設の変更〕 木くず		
平成８年 (1996年) ２月５日	特別管理産業廃棄物 変更許可 〔下記対象品目に係る有害物質の追加〕 汚泥 廃酸 廃アルカリ				
平成８年 (1996年) ５月22日	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）に係る変更許可 〔13号廃棄物の追加〕				
平成８年 (1996年) ９月７日	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）の処理業に係る更新許可				
平成９年 (1997年) 12月16日	特別管理産業廃棄物 変更許可 〔下記対象品目に係る有害物質の追加〕 廃油				
平成10年 (1998年) 2月27日			特定産業廃棄物焼却施設の使用の届出の受理 木くず		
平成10年 (1998年) ５月27日				廃止届受理	
平成10年 (1998年) ６月28日	特別管理産業廃棄物 更新許可	特別管理産業廃棄物 更新許可			
平成10年 (1998年) ７月３日		変更許可 〔焼却施設の追加〕 〔乾燥施設の追加〕 汚泥	施設設置許可 〔焼却施設（ガス化溶融炉）の設置〕 〔乾燥施設の設置〕 汚泥		変更許可 第１処分場 面積:35,384㎡ 容量:292,943㎥ 第2処分場 面積:9,276㎡ 容量:122,437㎥
平成11年 (1999年) 11月25日			施設休止届受理 〔焼却施設の休止〕 汚泥 廃油 廃プラスチック類 〔乾燥施設の休止〕 汚泥		
平成13年 (2001年) ２月７日			施設廃止届の受理 〔焼却施設（ガス化溶融炉）の廃止〕 〔乾燥施設の廃止〕 汚泥		

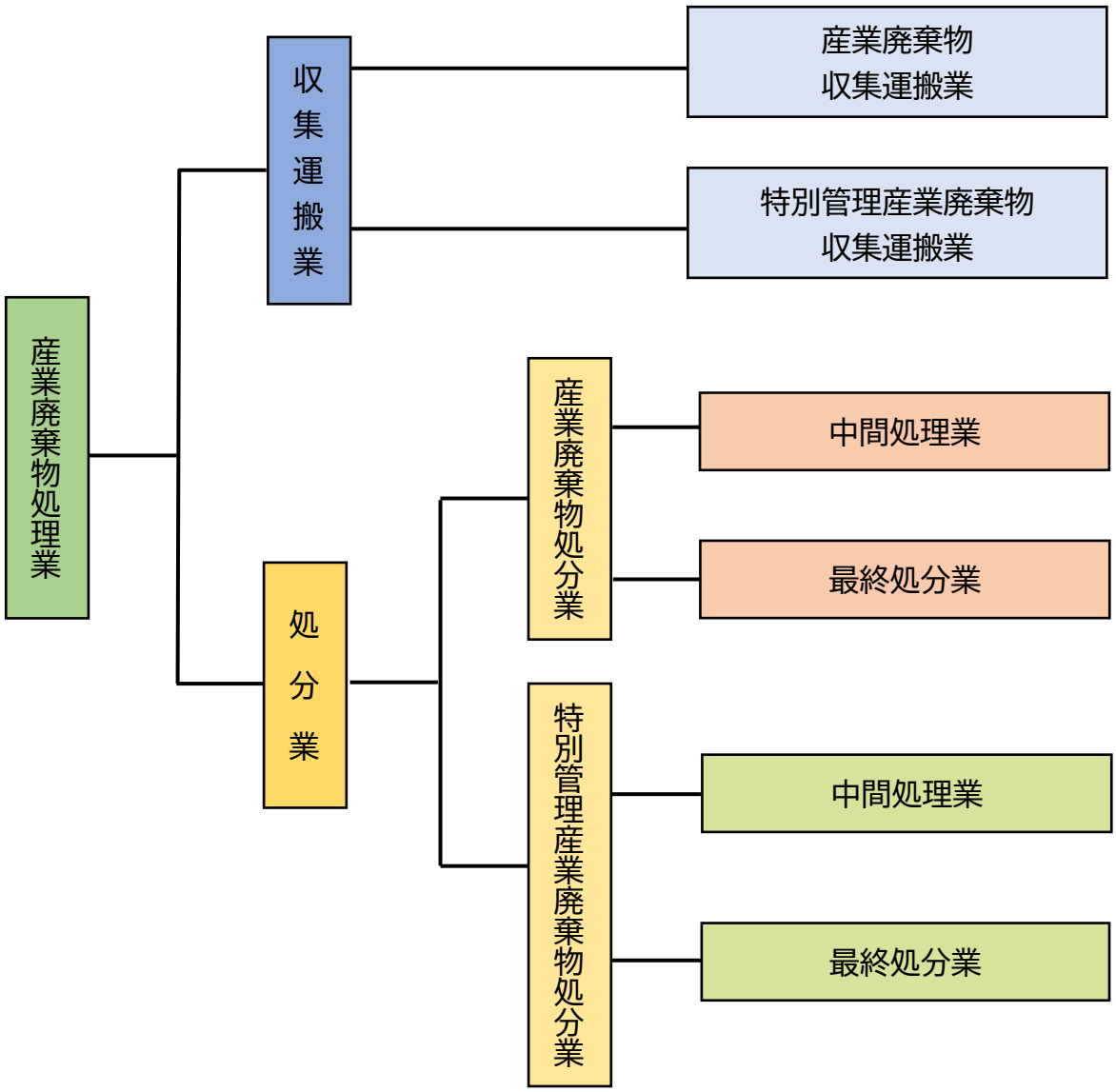
年月日	収集運搬業	中間処理関係		最終処分関係	
		処分業（中間処理）	処理施設（中間処理）	処分業（埋立処分）	処理施設(最終処分)
平成13年 (2001年) ９月７日	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）に係る更新許可 （保管を除く行為のみ許可）	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）に係る更新許可 （破砕のみ許可） ガラス陶磁器くず がれき類			
平成14年 (2002年) 11月18日			施設廃止届の受理 〔焼却施設の廃止〕 汚泥 廃油 廃プラスチック類 〔乾燥施設の廃止〕 汚泥 〔特定産業廃棄物焼却施設の廃止〕 木くず		
平成15年 (2003年) 11月10日					軽微変更 第1処分場 面積:38,429.46㎡ 容量:320,529㎥ 第2処分場 面積:10,111.47㎡ 容量:80,659㎥
平成18年 (2006年) ３月16日	廃止届受理 〔産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）に係る廃止〕				
平成18年 (2006年) ３月31日		廃止届受理 〔産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）に係る廃止〕			

【コラム】産業廃棄物処理業および産業廃棄物処理施設に係る許可制度

1　産業廃棄物処理業に係る許可制度

廃棄物処理法上の産業廃棄物処理業に係る許可制度は、「収集運搬業」および廃棄物の「処分業」に大別され、「処分業」は脱水、焼却、破砕といった「中間処理業」および埋立処分および海洋投入処分の「最終処分業」に分けられる。また、これらの許可は、取扱う廃棄物が通常の「産業廃棄物」と爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する「特別管理産業廃棄物」でそれぞれ峻別されており、これらを図示すると次のようになる。

（14 ページから 17 ページまでの表では産業廃棄物と特別管理産業廃棄物をまとめて記載している。）



2　産業廃棄物処理施設に係る許可制度

廃棄物処理法では、1 で記載した産業廃棄物処分業の許可とは別に、産業廃棄物処理施設（最終処分場・焼却施設等）を設置しようとするときは、施設設置に係る許可が必要となる。

（ただし、平成３年の法改正までは許可制ではなく届出制であった。）

【このコラムの内容は参考文献⑥による。】

3　旧処分場における不適正処分（概要）

(1) 不適正処分の概要

旧ＲＤ社は、産業廃棄物の処分業（埋立処分）の許可のほか、収集運搬業および処分業（中間処理：焼却・破砕・乾燥）ならびに特別管理産業廃棄物の収集運搬業および処分業（中間処理：焼却）の許可を取得し、それ以降、それらの許可品目を拡大しながら同一場所で事業を展開していた。

旧処分場で埋立てが許可されていた産業廃棄物は、有機物等が付着していないがれき類等（雨水等に触れても性状が変化しない廃棄物）のみであった（許可品目は 11 ページ。）。しかし旧ＲＤ社は、廃棄物処理法に定める産業廃棄物の処理基準に違反して、許可されていない廃棄物の埋立処分や処分場内を深掘りして許可容量を超える廃棄物を埋め立てる等の不適正処分を行った。

(2) 不適正処分の規模および時期

ア　許可容量の超過

県が平成 19 年（2007 年）に行った旧処分場内 12 箇所のボーリング調査等の結果から、旧ＲＤ社は処分場許可時の底面より平均５ｍ程度深く掘っていることが判明し、埋め立てられていた廃棄物の総量は、許可容量約約 40 万㎥に対して 1.8 倍の約 72 万㎥と推定される。

イ　許可品目外の埋立て

許可品目以外の埋立処分が行われた時期は、(ｱ)～(ｳ)の違法埋立の状況などから概ね平成２年（1990 年）から平成８年（1996 年）までの間と推定される。

平成 17 年度（2005 年度）、平成 19 年度（2007 年度）および平成 22 年度（2010 年度）の掘削調査において、ドラム缶、一斗缶および木くずが集中的に埋立てされていたほか、モーター類、家電電子部品などの埋立てが確認された。

平成 19 年度（2007 年度）のボーリングコア調査の結果では、全体の 90%が廃プラスチック類やコンクリート殻などの許可品目で占められ、残り 10%は木くずおよび焼却灰等などの許可品目外の廃棄物と推定した。

(ｱ) 西市道側平坦部のドラム缶等の埋立て（平成２年（1990 年）～平成７年（1995 年））

平成 17 年（2005 年）９月および 12 月に県が旧ＲＤ社に掘削調査を実施させたところ、コールタール、塗料系廃棄物および燃えがらなどを内容物とするドラム缶 105 個、塗料系廃棄物などを内容物とする一斗缶 69 個、鉱物油（潤滑油）を内容物とするポリタンク１個および大量の木くずが見つかった。（詳細は 59 ページ。）

県の許可関係書類および当時の航空写真等から推定される西市道側平坦部の埋立時期と、一部のドラム缶の内容物である研磨砥石の製造年から、この違法埋立の時期は平成２年から平成７年頃と推定される。

(ｲ) 西市道側法面のドラム缶等の埋立て（平成２年（1990 年）頃～平成８年（1996 年）頃）

平成 20 年（2008 年）２月から３月に掘削調査を実施したところ、コールタール、鉱さい、燃えがらなどを内容物とするドラム缶 47 個等が見つかった。

埋立時期については、(ｱ) と同様に県の許可関係書類等による推定時期と当該ドラム缶と同時に掘り出した伝票、印刷物および新聞の日付からこの違法埋立の時期は平成２年頃から平成８年頃と推定される。

(ｳ) 東側焼却炉周辺のドラム缶の埋立て（平成６年（1994 年）４月～平成７年（1995 年）８月）

平成 20 年（2008 年）２月から３月に追加掘削調査を実施した結果、東側焼却炉のスロープ

の下からドラム缶 50 個、木くず置き場からドラム缶 17 個が集中して埋立てられており、全体で 95 個のドラム缶が見つかったほか、注射器や点滴用パック等の医療系廃棄物が見つかった。

また、東側焼却炉周辺において、平成 23 年（2011 年）３月に掘削調査を実施した結果、ドラム缶 16 個が見つかった。ドラム缶の内容物は、半固形状のタール等であり、内容物を分析した結果、環境基準値内ではあるが、ベンゼンが検出された。

県の許可関係書類および当時の航空写真等から推定される埋立時期と、東側焼却炉の設置時期およびドラム缶と同時に掘り出した新聞や医療系廃棄物の製造年月日から、この違法埋立の時期は平成６年（1994 年）４月から平成７年（1995 年）８月までの間と推定される。

【違法に埋め立てられていたドラム缶および木くず】



ドラム缶



木くず

(3) 不適正処分された産業廃棄物の内容

平成 13 年１月から処分場内の不適正処分された産業廃棄物の状況について把握するため、ボーリングや掘削による埋立廃棄物とその周辺土壌有害物質調査を実施した。

また、県が旧ＲＤ社より徴収した最終処分量の実績によると、廃プラスチック類約 53,000 ㎥、ガラス陶磁器くず約 32,000 ㎥、ゴムくず約 300 ㎥、がれき類約 251,000 ㎥が埋め立てられたとされている。

この種類別埋立量は旧ＲＤ社の報告によるものであり、平成 19 年度の県の調査によると、不適正処分された産業廃棄物の量は許可容量約 40 万㎥の 1.8 倍の約 72 万㎥と推定される。

なお、詳細については廃棄物編を参照。